

暮らしの法律相談

コーナー

【広告】

（株）直通 ☎052(979)1600

さんに返還の請求をできるわけではありませ
ん。本来であれば、契約
当事者であるお母さん
自身が弟さんに対して
請求をすべきですが、
認知症で意思能力を欠
く状況にあることから
これも期待できません。

Q 認知症の母親が3年前に弟に2000万円贈与しましたが、母親の多額の借金返済のために返還して欲しいのですが、弟は返してくれません。母親も認知症で話が通じません。どうしたら、弟から返還させることができ
るでしょうか。

A 本件で、質問者のお母さんが弟さんに2000万円を贈与した3年前から、有効に意思表示をする能力、すなわち意思能力を有していなかったのであれば、そもそも、お母さんと弟さんの間の贈与契約は無効です。しかし、贈与契約が無効だからと言って契約当事者でない質問者がすぐに弟

そこで、裁判所でお母さんの成年後見人を選任してもらい、その成年後見人から弟さんに対して、返還請求をしてもらうことが一番だと思えます。もちろん、その成年後見人に質問者自身がなることも可能です。ただし、あくまで弟さんが返還を拒むということになれば、裁判をせざるを得なくなるケースも考えられます。

今回答えて頂いた先生



三重県四日市市出身。名古屋大学法学部卒業。

取扱分野は、債務整理(借金)、民事、消費者、刑事、家事(離婚、遺産相続)など。

ホームページは「伊藤明紀法律事務所」で検索。

伊藤 明紀氏
伊藤明紀法律事務所
(三重弁護士会所属)

(債務整理・民事・般刑事家事)

●三重弁護士会所属

伊藤明紀法律事務所

四日市市幸町1-22

☎(059) 340-5245